

## ダンス規制（風営法）の見直しを求める意見書

ダンスは人の表現行為であり、文化の一翼を担う存在であると同時に、多くの国民の愛好する趣味としても重要な地位を占めています。平成24年度からは中学校の教育現場にダンスが取り入れられ、今後、我が国におけるダンス文化はますます発展し、さらに多くの国民がダンスに親しみ、ダンスを愛好することが期待されています。

しかるに、終戦直後の昭和23年に制定された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（「風営法」）は、ダンスを「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を「風俗営業」として規制してきました。

しかしながら、時代の流れとともに、ダンスをめぐる状況はさらに大きく変化し、社交ダンス以外にも多種多様なダンスが愛好されるようになり、ダンスを楽しむ場としても、ダンス教室だけではなく、ダンスサークルのような新たなダンスを楽しむ場が数多く誕生しました。地域とのトラブルなどもなく、良好な関係の中で行われている状況があるにもかかわらず、こうした新しいダンスやダンスサークルは、引き続き風営法の規制下にあり、地方自治体によっては、公共施設でのダンス教室が禁じられるなど、様々なひずみが生じています。

ダンスは、音楽を聴けば身体が動くという人間の極めて本質的かつ自然な自己表現であり、各国の民族舞踊から発展し、各々の国が大切にしている文化でもあります。日本でも、大使館の後援による晩餐舞踏会から、音楽を聴いて身体を揺らす単純なダンスまで、多くの区民が日常的に楽しむものになっています。また、政府において、観光立国を目指し、海外からの観光客誘致の拡大を実現しようとする中で、国際都市新宿においてもダンスを楽しむ場が発達している事は、文化交流、経済効果としても重要です。

風営法の制定から既に70年近くを経て、時代も大きく変わった今日、ダンスを切り口とする規制は現状に合わず、矛盾や弊害が多岐であることから、風営法のダンス規制の見直しを求める機運が高まりつつあります。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、青少年の健全育成に充分配慮しつつ、時代に則した風営法の「ダンス規制」の見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日

新宿区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長



宛